

## 熊本県動物愛護関連事業への寄附品受納に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、熊本県動物愛護センター（以下「センター」という。）が行う動物愛護推進事業に対して、個人又は企業その他団体から寄せられる寄附品（以下「寄附品」という。）の受納に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「寄附品」とは、熊本県物品取扱規則（昭和39年3月31日規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する物品であつて、物品1点あたり10万円未満の消耗品をいう。

2 この要領において、「資産管理責任者」とは、センター所長とする。

### (寄附受納の条件)

第3条 寄附は、寄附者からの自発的好意によるものであり、かつ、センターで行う動物愛護推進事業等に直接必要なものについて受納することができるものとする。

### (受納方法)

第4条 寄附品の受入れについては、原則、センターに持参又は直接送付とする。ただし、センター所長が受納方法を適当と認めた場合は、この限りでない。

### (受納手続き等)

第5条 センター所長は、物品の寄附申出があつた場合は、前3条の規定に基づき、寄附申出の受理の適否について決定を行う。ただし、物品1点あたり、10万円を超える物品の寄附を受ける場合は、規則、「物品管理事務の手引き」及び「熊本県予算規則第23条の規定による予算関係事項の合議について（平成26年3月31日付け財第260号通達）」に基づき、寄附による取得手続きを行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附品の受納を拒否する。

(1) 寄附等が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき

(2) 寄附者が熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）第2条1号から4号までに規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者等に該当する者のとき

(3) 本県に対し、寄附品の対価として、便宜供与又は反対給付を期待していることが明らかなきとき

3 センターは、前項の規定による取扱いを決定した場合は、その決定理由及び経過を記録しなければならない。

4 センター所長は、物品の寄附申出を受理する場合は、寄附を申し出た者（以下「寄附者」という。）から寄附申出書（第1号様式）の提出を求めるものとする。ただし、寄附者が

寄附申込書を自ら作成することが困難である等の事情があるときは、センター所長が指定するセンター職員が寄附者からの申込み内容を確認し、寄附申出書に記載するものとする。

- 5 センター所長は、寄附申出書に基づき寄附品を受納後、寄附者に対し、寄附受領書（第2号様式）を交付する。

#### （寄附受納の返還）

第6条 前条第2項又は次の各号のいずれかに該当する場合は、受納した寄附品を返還する。

- （1）寄附者が本県への寄附を利用し、営利、政治又は宗教活動を行い、本県の名誉を傷つけたとき
  - （2）前号に掲げるほか、センター所長が返還することを適当と認めるとき
- 2 センターは、前項の規定による取扱いを決定した場合は、その決定理由及び経過を記録しなければならない。

#### （寄附品の管理及び評価）

第7条 受納した寄附品を適正に管理するため、寄附品受納管理台帳（第3号様式）を作成し、寄附者、寄附品名及び数量等を管理するものとする。

- 2 寄附物品の価格は、資産管理責任者が評価するものとし、資産管理責任者は、評価後、寄附品受納管理台帳に当該評価額を記載しなければならない。
- 3 前項の評価にあたっては、寄附物品の一般価格、経過年数、耐用年数等を考慮の上、行うものとする。

#### （寄附者への謝意）

第8条 寄附1回あたり50万円以上（物品の相当額又は寄附者の申し出による算定額）の寄附品を受納したときは、当該寄附者の意向を確認し、センター所長名で感謝状を贈呈することができる。

- 2 寄附1回あたり50万円未満（物品の相当額又は寄附者の申し出による算定額）の寄附品を受納した場合であって、当該寄附者から要望があったときは、センター所長名でお礼状を贈呈することができる。
- 3 その他センター所長が認めるときは、感謝状又はお礼状を贈呈することができる。

#### （寄附の募集）

第9条 寄附の募集にあたっては、「熊本県ホームページ」、「熊本県動物愛護ホームページ」及びセンターが運営するソーシャルメディア等（以下「ホームページ等」という。）により行うものとする。

#### （寄附者の公表）

第10条 本県が寄附品を受納したときは、寄附者の氏名又は企業・団体名等をホームページ等において公表する。ただし、公表にあたっては、寄附者の意向を尊重して行うものと

する。

(報告)

第11条 センター所長は、四半期ごとに、寄附品の実績について寄附実績報告書(第4号様式)により健康危機管理課長に報告する。

2 健康危機管理課長は、四半期ごとに、前項の実績について財政課長に報告する。

(庶務)

第12条 寄附品の受納に関する事務は、センターにおいて所管するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はセンター所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年(2026年)2月16日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

熊本県動物愛護センター所長 様

寄附者

(企業・団体の場合は、企業・団体名および代表者氏名)

住 所

電話番号

## 寄 附 申 出 書

今回、下記の物品について、寄附を申し出ます。

記

### 1 寄附申出の物品

品 目	数 量	単 価 (円)	備 考

※単価については、購入価格又は推定価格を記載して下さい。

### 2 寄附申出の理由

動物愛護の推進のため その他 ( )

### 3 ホームページ等での公表の可否

可 不可

### 4 感謝状等の希望

希望する 希望しない

(第2号様式)

年 月 日

住 所  
(企業・団体名)  
氏 名

様

熊本県動物愛護センター所長

### 寄 附 受 領 書

年 月 日付で御寄附いただきました下記物品につきましては、ありがたく  
受領しました。

記

品 目	数 量	備 考



